

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付要綱

令和6年3月13日生産支第2648号

(趣旨)

第1条 沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号。以下「法」という。)に定める経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金を沿岸漁業従事者等に対して貸し付けるにあたっては、法、沿岸漁業改善資金助成法施行令(昭和54年政令第124号)及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則(昭和54年農林水産省令第22号)並びに佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則(以下「規則」という。)の定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

(農林水産大臣が定める基準等)

第2条 規則第2条の表において「農林水産大臣が定める基準」等として示したものは、以下のとおりとする。

(1) 「経営等改善資金」の「資金の種類 5」の「農林水産大臣が定める基準」は次のとおり。

- ア 沿岸漁業従事者等が養殖技術を導入しようとする水域において、当該養殖技術の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。
- イ 沿岸漁業従事者等が養殖技術を導入しようとする水域において、当該養殖技術の導入に係る普及度が十分でないこと。
- ウ 沿岸漁業従事者等が行おうとする養殖技術の導入が展示的効果及び波及的効果を有すること。
- エ 沿岸漁業従事者等が導入しようとする養殖技術に関する大学その他の研究機関における基礎研究又は応用研究の成果が明らかであること。
- オ 沿岸漁業従事者等が導入しようとする養殖技術について、現地において実証実験が既に行われていること。

(2) 「経営等改善資金」の「資金の種類 5」の「農林水産大臣が定める種類」は次のとおり。

区分	種類
魚類	あいご、あいなめ、あなご、あまだい、あゆ、いさき、いしだい、うなぎ、かれい、きす、さより、すずき、てらびあ、どじょう、なまず、にべ、とらふぐ、はぜ、はたはた、はまふえふき、ひらめ、ぶだい、べら、ペリヤジ、ぼら、まぐる、めじな、あじ類、かさご類、きゅうりうお類、こい類、さけ類、たい類、はぎ類、はた類
貝類	あかがい、あさり、あわび、いがい、かき、さざえ、さるぼう、しじみ、真珠母貝、たにし、とこぶし、とりがい、ばい、はまぐり、ほっきがい、みるくい、いたやがい類
藻類	あらめ、いぎす、くびれずた、こんぶ、のり、ひじき、ふのり、ひとえぐさ、まつも、もずく、わかめ
甲殻類	いせえび、がざみ、けがに、しゃこ、ずわいがに、てながえび、ほっかいてび、もくずがに、ぬかえび、くるまえび類
頭足類	いか、たこ
その他	いわむし、うに、えらこ、ごかい、すっぽん、なまこ、ほや

(3) 「経営等改善資金」の「資金の種類 5」の「農林水産大臣が定める養殖技術」は次のとおり。

- ア 沖合養殖技術
- イ 沈下式又は浮沈式のいけすによる養殖技術
- ウ 移動式のいけすを用いて行う小割り式養殖に係る養殖技術
- エ 淡水魚の海水馴化に係る養殖技術
- オ 養魚用水の循環利用による養殖技術
- カ 太陽熱又は排熱を利用した省燃料化のための養殖技術
- キ 調餌廃液処理施設等を用いて汚濁防止を行う養殖に係る養殖技術

(4) 「経営等改善資金」の「資金の種類 6」の「農林水産大臣が定める基準」は次のとおり。

- ア 沿岸漁業従事者等が、水産資源の適正な管理を目的として、漁業法(昭和24年法律第267号)第

17条第1項の設定を受けた漁獲割当割合、海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第13条第1項の認定を受けた資源管理協定、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条の3第1項の認可を受けた資源管理規程若しくは漁業法第125条第1項の認定を受けた協定又はこれらに準ずる取決めであって次に掲げる事項を定めたものに基づいて、水産資源の管理のための措置を行おうとする水域において、水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。以下この号において同じ。）を行うこと。

（ア）管理の対象となる漁場並びに水産資源及び漁業の種類

（イ）水産資源の管理の方法

（ウ）有効期間

（エ）違反した場合の措置

（オ）その他必要な事項

イ 沿岸漁業従事者等が漁業生産方式の導入を行おうとする水域において、当該漁業生産方式の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。

ウ 沿岸漁業従事者等が漁業生産方式の導入を行おうとする水域において、当該漁業生産方式の導入に係る普及度が十分でないこと。

エ 沿岸漁業従事者等が行おうとする漁業生産方式の導入が展示的效果及び波及的效果を有すること。

（5）「経営等改善資金」の「資金の種類 7」の「農林水産大臣が定める基準」は次のとおり。

ア 沿岸漁業従事者等が、養殖漁場の環境の保全及び養殖魚の安全性の確保を目的として、養殖密度の適正化、投餌の内容、量及び方法の改善並びに薬品及び漁網防汚剤の使用の適正化のため、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第4条第1項の認定を受けた同項に規定する漁場改善計画又はこれに準ずる取決めであって次に掲げる事項を定めたものに基づいて、養殖漁場の改善のための措置を行おうとする水域において、養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うこと。

（ア）改善の対象となる養殖漁場及び養殖魚の種類

（イ）養殖漁場の改善の方法

（ウ）有効期間

（エ）違反した場合の措置

（オ）その他必要な事項

イ 沿岸漁業従事者等が漁業生産方式の導入を行おうとする水域において、当該漁業生産方式の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。

ウ 沿岸漁業従事者等が漁業生産方式の導入を行おうとする水域において、当該漁業生産方式の導入に係る普及度が十分でないこと。

エ 沿岸漁業従事者等が行おうとする漁業生産方式の導入が展示的效果及び波及的效果を有すること。

（6）「青年漁業者等養成確保資金」の「資金の種類 1」の「農林水産大臣が定める基準」は次のとおり。

ア 原則として5日以上の期間の国内研修であって、水産関係研修機関の研修コースを受講する研修若しくは県が推薦する沿岸漁家で滞在して受ける研修であること又は小型船舶操縦士、特殊無線技士、潜水士等の沿岸漁業に従事する上で必要な資格を取得するための講習を受講するものであること。

イ 原則として30日を超える期間の国外研修であって、次に定める外国の教育・研修機関において又は当該外国の受入れ機関が推薦する近代的な沿岸漁業を営んでいる者の下で滞在して受けるものであること。

（ア）アイスランド

（イ）アメリカ

（ウ）イギリス

（エ）イタリア

（オ）オーストラリア

（カ）カナダ

- (キ) タイ
- (ク) 中国
- (ケ) デンマーク
- (コ) ニュージーランド
- (サ) ノルウェー
- (シ) フィリピン
- (ス) ロシア
- (セ) その他知事が水産庁長官と協議して決める国

- (7) 「青年漁業者等養成確保資金」の「資金の種類 2」の「農林水産大臣が定める基準」は次のとおり。
- ア 青年漁業者又はその組織する団体が情報関連機器又は制御装置等を導入し、当該青年漁業者が、当該情報関連機器を用いて各種経営情報の収集及び活用、経営状況の把握及び分析等を行う経営方法又は当該制御装置等を用いて漁具若しくは施設の効率的な管理等を行う技術を習得するものであって、経営能力の高度化に資するものであること。
 - イ 沿岸漁業の生産性向上に資するとともに、将来、広範に普及すると見込まれる経営方法又は技術であること。
- (8) 「青年漁業者等養成確保資金」の「資金の種類 3」の「農林水産大臣が定める基準」は次のとおり。
- ア 本資金の貸付けの対象となる沿岸漁業の経営が、以下のいずれかに該当すること。
 - (ア) 漁業外からの新規参入者その他の沿岸漁業経営の承継者でない者が新たに開始する経営
 - (イ) 沿岸漁業経営の承継者が開始する経営
 - (ウ) 将来、沿岸漁業経営を承継することが見込まれる者が、近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するため新たに開始する一の区分された沿岸漁業部門の経営
 - イ 当該青年漁業者又はその組織する団体の導入しようとする経営又は技術が、当該水域における沿岸漁業の振興上必要かつ適切なものであること。
 - ウ 当該青年漁業者又はその組織する団体の開始する経営が漁業権に基づく漁業に係るものである場合には、当該漁業権の行使が可能であると見込まれること。
 - エ 上記アの(ア)及び(イ)の経営にあっては、経営の基礎の形成のための年次計画を明確にした経営計画及び計画達成後の基本的経営方針が定められていること。
- (9) 「青年漁業者等養成確保資金」の「資金の種類 3」の「貸付限度額」欄に記載する「水産庁長官が定める基準」は次のとおり。
- ア 「沿岸漁業者経営改善促進グループが策定する漁業共同改善計画の認定等の指針について」（平成20年2月20日付け19水推第786号水産庁増殖推進部長通知）別紙の第1の沿岸漁業者経営改善促進グループ
 - イ 「中核的漁業者協業体が策定する漁業共同改善計画の認定等の指針について」（平成18年3月28日付け17水推第1183号水産庁増殖推進部長通知）別紙の第1の中核的漁業者協業体
 - ウ 「強い水産業づくり交付金に係るメニューのガイドラインの一部改正について」（平成18年3月28日付け17水漁第2974号水産庁長官通知）による改正前の「強い水産業づくり交付金に係るメニューのガイドラインについて」（平成17年3月23日付け16水港第3246号水産庁長官通知）第4の表中2の(5)の漁業共同改善計画の認定を受けた者 及び
 - エ 「漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業の運用についての一部改正について」（平成17年3月24日付け16水漁第2613号水産庁長官通知）による改正前の「漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業の運用について」（平成15年3月28日付け14水推第1222号水産庁長官通知）第2の1の(2)のイの(ウ)の漁業共同改善計画の認定を受けた者

(貸付基準)

第3条 規則第4条第1項において「別に定める」とした「貸付基準」は、別紙1のとおりとする。

(運営事務の処理基準)

第4条 沿岸漁業改善資金の適正貸付けと事務の能率化を図るため、運営事務の処理基準を別紙2のとおり定める。

(様式)

第5条 規則第16条において「別に定める」とした様式は、後添の様式1から様式22とする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式1（第6条第1項関係）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

令和 年 月 日

佐賀県知事 殿

住 所 〒

TEL

氏名 又は
名称及び代表者名

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定に基づき、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画を作成したので、沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

経営等改善措置に関する計画

経営等改善資金のうち新養殖技術導入資金、資源管理型
漁業推進資金、環境対応型養殖業推進資金以外の資金用

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費 千円
	種類名称	台(セット)数	単価 円	

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を()書きで記載すること。

2 設置計画

1) 資金の種類、機器等の概要

資金の種類及び機器等の種類名称	メーカー名称及び型式名称	施工者名称	機器等の内容	購入又は設置の予定時期

2) 機器等を装備する漁船

登録番号	船名	総トン数
所有者氏名	進水年月日	
漁業種類		

(注) 1. 設置計画の記入に当たっては、次の事項に注意されたい。

- (1) 資金種類及び機器等の種類名称……「操船作業省力化機器等設置資金」等の資金の種類及び「遠隔操縦装置」「レーダー」等の機器等の種類名称を記入する。
- (2) メーカー名称及び型式名称……機器等の種類名称ごとに、メーカー名及び型式番号、品名等を記入する。
- (3) 施工者名称……機器等の取付け、装備等を行う施工者の名称を記入する。
- (4) 機器等の内容……機器の性能・出力、制御する施設の出力又は工事の内容及び範囲等を記入する。

(例) 自動操だ装置 磁気コンパスパイロット式 操だ機 電動 ○ kW
 遠隔操縦装置 推進機関 ○ kw 用
 動力式つり機 ○ 漁業用、電動 ○ kw
 ラインホーラー } 巻き上げ速度 ○ m/min
 ネットホーラー }

漁獲物等処理装置 漁獲物等の水揚げ作業又は水揚げ後の漁獲物等の処理作業の省力化の内容
 補 機 関 ○○用 ○ kw（動力取出装置のみの場合にあっては取出し出力を
 ○kwとして記入する。）
 漁船用環境 ○ kw
 高度対応機関
 定速装置 ○○用
 安全カバー装置 揚網機駆動軸カバー ○製
 揚錨機カバー ○製
 揚網機安全装置 船曳網用、底曳網用、○○用
 漁獲物の横移動防止装置 魚そう 長さ○m×幅○m×深さ○mを○個に仕切る。
 荷止板 ○製長さ○m×幅○m×厚さ○cm×○枚
 隔壁 ○製厚さ○cm○枚設置（防熱○材厚さ○cm）
 魚溜め ○製長さ○m×幅○m×深さ○m
 レーダー反射器 多板組立式有効反射面積○㎡（吊下式）
 無線電話 ○ Hz ○ w
 灯火付きブイ 白色 ○ w
 レーダー反射機付ブイ 多板組立式有効反射面積○㎡

(注) 2. 次の資料を添付すること。

- (1) 機器等について、基準の示してあるものについては、基準を満たしていることが分かるカタログ、
 取扱書若しくは設計図又はこれらのコピー
- (2) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者以外の場合は、別紙の収支計画（ただし、乗組員安全機
 器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器購入等資
 金及び漁具損壊防止機器購入資金に係る事業計画書については、添付を省略して差支えない。）

3 資金計画

資 金 調 達 方 法		
沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円

経営等改善措置に関する計画（資源管理型漁業推進資金用）

1 総括表

申 請 者	購入設置する機器等			購入設置費
	種類名称	台 数	単 価	
			円	千円

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を（ ）書きで記載すること。

2 実施計画

(1) 資源管理措置

ア 資源管理の内容

資源管理対象漁場	
管理対象水産資源	
管理対象漁業種類	
資源管理の実施者	
水産資源の管理の方法	
取決めの有効期間	
取決めに違反した場合の措置	
そ の 他	

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取組む内容を記載すること。

イー① 資源管理措置に必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置 予定、保有済み、 共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及 び施工者名称	機器等 の内容	購入又は設 置予定時期

イー② 機器等を装備する漁船

登録番号		船 名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			

(2) 低利用・未利用資源の開発・利用

ア 低利用・未利用資源の開発・利用の内容

低利用・未利用魚種		漁獲時期	月～ 月
開発・利用の方法			

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取組む内容を記載すること。

イー① 低利用・未利用資源の開発・利用に必要な機器等

種 類	名 称	購 入 又 は 設 置 予 定、保 有 済 み、 共 同 利 用 の 別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及 び施工者名称	機器等 の内容	購入又は設 置予定時期

イー② 機器等を装備する漁船

登録番号		船 名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			

(3) 付加価値向上措置

ア 活魚出荷を行う場合

(ア) 活魚出荷の内容

対 象 魚 種		活魚出荷量	年間	t
活 魚 出 荷 の 方 法				

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者等のそれぞれの取組む内容を記載すること。

(イ)ー① 活魚出荷に必要な機器等

種 類	名 称	購 入 又 は 設 置 予 定、保 有 済 み、 共 同 利 用 の 別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及 び施工者名称	機器等 の内容	購入又は設 置予定時期

(イ)ー② 機器等を装備する漁船

登録番号		船 名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			

イ 加工を行う場合

(イ) 加工の内容

対 象 魚 種		加工量 (原料魚)	年間	t
加 工 の 方 法				

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者等のそれぞれの取組む内容を記載すること。

(イ) 加工に必要な機器等

種 類	名 称	購 入 又 は 設 置 予 定、保 有 済 み、 共 同 利 用 の 別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカ名称及 び施工者名称	機 器 等 の 内 容	購 入 又 は 設 置 予 定 時 期

3 資 金 計 画

資 金 調 達 方 法		
沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円

(注) 資源管理に関する取決めの写し並びに別紙の収支計画及び償還計画を添付すること。

ただし、申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は収支計画書の添付は不要である。

経営等改善措置に関する計画（環境対応型養殖業推進資金用）

1 総括表

申 請 者	購入設置する機器等			購入設置費
	種類名称	台 数	単 価	
			円	千円

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を（ ）書きで記載すること。

2 実施計画

(1) 漁場環境適正化管理の内容

環 境 適 正 化 管 理 対 象 漁 場	
管 理 対 象 養 殖 魚 種	
環 境 適 正 化 管 理 の 実 施 者	
環 境 適 正 化 管 理 の 方 法	
管 理 協 定 の 有 効 期 間	
管理協定に違反した場合の措置	
そ の 他	

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取組む内容を記載すること。

(2) 養殖漁場環境の悪化防止措置

ア 投餌の内容・量・方法の改善の内容

現 在 の 投 餌 の 状 況	
改 善 後 の 投 餌 の 状 況	

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取組む内容を記載すること。

イ 投餌の内容・量・方法の改善に必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置 予定、保有済み、 共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び 施工者名称	機 器 等 の 内 容	購入又は設置 予定時期

(3) 養殖魚の安全性の確保措置

ア 薬品・漁網防汚剤の使用適正化の内容

現在の使用状況	
改善後の使用状況	

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取組む内容を記載すること。

イ 薬品・漁網防汚剤の使用適正化に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置 予定、保有済み、 共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び 施工者名称	機器等 の内容	購入又は設置 予定時期

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取組む内容を記載すること。

(4) (2)及び(3)に関連して必要な機器等

種類	名称	購入又は設置 予定、保有済み、 共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び 施工者名称	機器等 の内容	購入又は設置 予定時期

3 資金計画

資金調達方法		
沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円

(注) 認定漁場改善計画又は漁場環境適正化管理協定の写し並びに別紙の収支計画及び償還計画を添付すること。

ただし、申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は収支計画書の添付は不要である。

経営等改善措置に関する計画（新養殖技術導入資金用）

1. 総括表

申請者						購入設置費	(2)+(3)+(4)+(5) 千円		
養殖水産動植物の種類									
内 訳	養殖施設の内容	施設名 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期			
				円	千円 (2)	年 月 日 ～ 年 月 日			
	種苗の購入	種苗の大きさ	数量	単価	金額	購入時期	購入先		
		cm		円	千円 (3)	年 月 日			
	種苗の生産	〇〇費	〇〇費	〇〇費	〇〇費	〇〇費	合計	生産 数量	生産 時期
		千円	千円	千円	千円	千円	千円 (4)		年月～ 年月
餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期		購入先		
		kg	円	千円 (5)	年 月 日				
その他									
養殖技術の内容									
経営の概況		現							
		今 後							

- (注) 1. 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を（ ）書きで記載すること。
2. 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取組む内容を記載すること。
3. 養殖技術の内容は、新品種養殖技術、沈下式（又は浮沈式）養殖技術、淡水魚の海水馴化養殖技術、移動式小割り式養殖技術その他の養殖技術のいずれかを記入すること。
4. 経営の概況は、基幹的な漁業種類、使用漁船の総トン数別の隻数、養殖水産動植物の種類、養殖方法別の施設数、経営面積、養殖尾数、養殖期間等及び年間生産量、生産金額、漁業所得等を記入すること。

3 資金計画

資金調達方法		
沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円

(注) 別紙の収支計画及び償還計画を添付すること（申請者が認定中小企業者及び促進事業者である場合を除く）。

(別紙)

収支計画

		最近1年間 (年度)	今 後 の 予 想			
			年度	年度	年度	
漁 業 部 門	収 入	販 売 額 合 計 (A)	千円	千円	千円	千円
	支 出	販 売 手 数 料	千円	千円	千円	千円
		燃 料 費				
		漁 具 費				
		食 料 費				
		種 苗 費				
		餌 料 費				
		氷 代				
		函 代				
		加 工 資 材 費				
修 理 費						
消 耗 品 費						
乗 組 員 給 与 料						
乗 組 員 保 険 料						
漁 船 保 険 料						
営 業 費						
公 租 公 課						
減 価 償 却 費						
そ の 他						
	合 計 (B)					
	差引損益 (A - B = C)	千円	千円	千円	千円	
漁 の 業 事 以 外	収 入 支 出 (うち減価償却) 差引損益 (D)	千円	千円	千円	千円	
営 業 収 外 支 の	営 業 外 収 入 営 業 外 支 出 (うち借入金利息) 差引営業外損益 (E)	千円	千円	千円	千円	
経 常	損 益 (C + D + E)	千円	千円	千円	千円	

償還計画

沿岸漁業改善資金償還金 (G)		千円	千円	千円	千円
償 還 財 源	漁業部門差引損益 (C)				
	経常損益 (F)				
漁業部門減価償却費 (H)					
差引余裕金 (C + H - G)					
差引余裕金 (F + H - G)					

生活改善措置に関する計画

（生活合理化設備資金及び

住居利用方式改善資金用）

1. 総括表

申請者		世帯主との続柄	
家族員	構成 (うち沿岸漁業の従事者〇人)		
経営の概況			

(注) 1. 家族員の構成は「父、母、本人、本人の妻又は夫、子何人、弟何人」というように記入すること。

2. 経営の概況は、基幹的な漁業種類、漁船漁業にあつては使用漁船の総トン数別の隻数、定置網の統数、養殖業にあつては養殖種類ごとの養殖方法別の施設数、経営面積、養殖尾数等並びに年間生産量、生産金額、当該世帯の漁業所得及びその総所得に対する割合等を簡潔に記入すること。

2. 事業計画

事業の種類及び種目		改善を必要とする理由	
生活合理化設備資金	住居利用方法改善資金		
		施工予定	
		着工	年 月 日
		竣工	年 月 日
工事内容		資材購入費	千円
		工事費	千円
		合計	千円

(注) 1. 事業の種類及び種目は、佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則で定めるもののうち、本資金の貸付けを受けようとするもの（例えばし尿浄化装置など）を記入する。

2. 住居利用方式改善資金は、改善箇所の名称（例えば居室、炊事施設など）を具体的に記入し、改善箇所が2以上ある場合は、その主要なものに◎をつけること。

3. 工事内容は、面積、構造、仕上げの種類、数等を記入すること。

3. 資金計画

総事業費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

4. 意見（水産業普及指導員又は男女共同参画等担当職員の見解）

生活改善措置に関する計画（婦人・高齢者活動資金用）

1. 総括表

申請主体の名称	代表者の氏名	参加人員		
		総計	男	女
		人	人	人
申請主体の概況				

(注) 構成員の年齢構成については、概況欄に記入すること。

2. 事業計画

貸付対象活動の 態様及び内容	事業実施に必要な経費			
	機器、設備、材料等	員数	単価	金額
活動の態様			円	千円
活動の内容及び方法				
	計			

(注) 活動の態様は、例えば「まだい養殖」、「うに加工」というように記入すること。

3. 資金計画

総事業費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

4. 意見（水産業普及指導員又は男女共同参画等担当職員の意見）

(注) 貸付活動の態様及び内容に応じて、水産業普及指導員又は男女共同参画等担当職員が記入する。

青年漁業者等育成確保措置に関する計画（研修教育資金用）

1. 総括表

申請者		自ら研修を受ける者又は使用者の別	
研修を受ける機関名又は漁家名（国外研修にあつては派遣機関名）			
上記の所在地（住所） （国外研修にあつては研修を受ける国）			
研修の名称 （研修コース名）	教育・試験研究機関等研修 漁家研修	海外研修 資格取得講習	（研修コース名）
研修期間	年 月 日 ～ 年 月 日（日間）		

2. 従業員の技能改善、資格取得計画（使用者）

	現況	過去3年実績	将来計画			
	(年月日)		年度	年度	年度	計
従業員数	人					
研修機関（部門）						
研修人員						
研修機関（部門）						
研修人員						
研修人員計						

（注）将来計画は3年間について記載する。

青年漁業者等育成確保措置に関する計画（高度経営技術習得資金用）

1. 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入費
	種類名称	台数	単価	
			円	千円

2. 導入する機器の利用計画

導入する機器の 利用計画	
-----------------	--

3. 資金計画

資金調達方法		
沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円

青年漁業者等育成確保措置に関する計画（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金用）
（漁船漁業を開始する場合）

1 総括表

申請者				購入設置費	千円		
開始する漁業の種類							
内	漁船の建造、 取得又は改造	建造、取得、改造の別		トン数 馬力数	金額	建造、取得又は改造の時期	
				t kW	千円	年 月 日 ～ 年 月 日	
内	漁具の購入	漁具の名称 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年 月 日 ～ 年 月 日	
内	機器等（漁具を 除く。）の購入	機器等の名称	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年 月 日 ～ 年 月 日	
訳	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先
				円	千円	年 月 日	
訳	燃料の購入	燃料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先
				円	千円	年 月 日	
その他							

2 漁業経営開始計画

(1) 漁業経営開始の動機

(2) 家族構成と労働力

氏名	続柄	年齢	住所	漁業従事 日数 (予定)	漁業従事 内容 (予定)	備考 (漁業関係経歴：学校、 研修、雇われ漁業等)
	申請者					
	配偶者					

(3) 経営計画（年間）

漁業種類	対象魚種	期 間	使用漁船 トン 数	漁 獲 量	販売金額	左の経営内容に達する までの年次計画
合計						

(注) 各項目は漁業種類、対象魚種ごとに記入すること。

(4) 資金計画

(単位：千円)

年次	事 業 内 容		資金調達方法		
	機器等の種類	金 額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
1年目					
2年目					
3年目					
合計					

(注) 1. 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

2. 別紙の収支計画及び償還計画を添付すること。

3 経営の基本的方針（将来構想を含む。）

(注) 本資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、どのように漁業経営を
発展させていくかについて、できる限り具体的に記入すること。

青年漁業者等育成確保措置に関する計画（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金用）
（養殖業を開始する場合）

1 総括表

申請者					購入設置費	千円	
養殖水産動植物の種類							
内	漁船の建造、取得又は改造	建造、取得、改造の別		トン数 馬力数	金額	建造、取得又は改造の時期	
				t kW	千円	年 月 日 ～ 年 月 日	
内	養殖施設の内容	施設名 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年 月 日 ～ 年 月 日	
訳	種苗の購入	種苗の大きさ	数量	単価	金額	購入時期	購入先
		cm		円	千円	年 月 日	
訳	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先
			kg	円	千円	年 月 日	
その他							

2 漁業経営開始計画

(1) 漁業経営開始の動機

(2) 家族構成と労働力

氏名	続柄	年齢	住所	漁業従事 日数 (予定)	漁業従事 内容 (予定)	備考 (漁業関係経歴：学校、 研修、雇われ漁業等)
	申請者					
	配偶者					

(3) 経営計画（年間）

養殖魚種	養殖方式	期間	養殖規模	生産量	販売金額	左の経営内容に達するまでの年次計画

(注) 各項目は養殖魚種ごとに記入すること。

(4) 資金計画

(単位：千円)

年次	事業内容		資金調達方法		
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
1年目					
2年目					
3年目					
合計					

- (注) 1. 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。
2. 別紙の収支計画及び償還計画を添付すること。

3 経営の基本的方針 (将来構想を含む。)

(注) 本資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、どのように漁業経営を発展させていくかについて、できる限り具体的に記入すること。

青年漁業者等育成確保措置に関する計画（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用）
（漁船漁業を開始する場合）

1 総括表

申請者					購入設置費	千円	
開始する漁業種類							
内	漁船の改造	トン数 馬力数		金額		改造の時期	
		t kW		千円		年 月 日 ～ 年 月 日	
内	漁具の購入	漁具の名称 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年 月 日 ～ 年 月 日	
内	機器等（漁具を除く。）の購入	機器等の名称	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年 月 日 ～ 年 月 日	
内	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先
				円	千円	年 月 日	
内	燃料の購入	燃料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先
				円	千円	年 月 日	
その他							

2 自家経営の概要

貸付申請者の年齢	歳	経営主との続柄	
経営主の氏名		年齢	歳
経営主の住所			

経営主の経営状況	経営規模及び販売金額				所得	
	漁業種類	使用漁船トン数	漁獲量	販売金額	漁業所得 漁業外所得	千円
				千円		
計					計	

3 漁業経営開始計画

(1) 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想

(2) 部門経営の計画内容 (年間)

漁業種類	対象魚種	期 間	使用漁船トン数	漁獲量	販売金額
合計					

(注) 各項目は漁業種類、対象魚種ごとに記入すること。

(3) 資金計画

(単位：千円)

年次	事 業 内 容		資 金 調 達 方 法		
	機器等の種類	金 額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
1年目					
2年目					
3年目					
合計					

(注) 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

青年漁業者等育成確保措置に関する計画（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用）
（養殖業を開始する場合）

1 総括表

申請者		購入設置費	千円				
養殖水産動植物の種類							
内	漁船の改造	トン数 馬力数	金額	改造の時期			
		t kW	千円	年 月 日 ～ 年 月 日			
内	養殖施設の内容	施設名 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年 月 日 ～ 年 月 日	
訳	種苗の購入	種苗の大きさ	数量	単価	金額	購入時期	購入先
		cm		円	千円	年 月 日	
	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先
			kg	円	千円	年 月 日	
その他							

2 自家経営の概要

貸付申請者の年齢	歳	経営主との続柄	
経営主の氏名		年齢	歳
経営主の住所			

経営主の経営概況	養殖規模及び販売金額					所得	
	養殖魚種	養殖方式	養殖規模	生産量	販売金額	漁業所得	千円
					千円	漁業外所得	
計						計	

3 漁業経営開始計画

(1) 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想

(2) 部門経営の計画内容（年間）

養殖魚種	養殖方式	期 間	養殖規模	生産量	販売金額
合計					

(注) 各項目は養殖魚種ごとに記入すること。

(3) 資金計画

(単位：千円)

年次	事 業 内 容		資 金 調 達 方 法		
	機器等の種類	金 額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
1年目					
2年目					
3年目					
合計					

(注) 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

沿岸漁業改善資金貸付申請書

沿岸漁業改善資金貸付規則第6条の規定に基づき、下記のとおり沿岸漁業改善資金（ 資金）を貸付願
いたく申請します。

令和 年 月 日

佐賀県知事 殿

住 所 〒

TEL

氏名 又は
名称及び代表者名

受付事務再委託機関 又は受付市町村		年 月 日	番号
受理水産事務所等		年 月 日	番号

資 金	種 類	償還期間	据置期間	資金交付 希 望 日	借受けようとする 事業費及び申請額		
					事 業 量	事 業 費	申 請 額
		年	年	月 日		千円	千円

連 帯 保 証 人	住 所	氏 名	申請者との関係

担 保 物 件	
------------------	--

償 還 計 画								事務委託 機 関	事務再委 託 機 関
1年目		2年目	3年目	9年目	10年目	11年目	12年目		
月 日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額		

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称	
事業開始の時期	
事業の概要	
資本金の額又は出資の総額	
常時使用する従事者数	

沿岸漁業改善資金借入申込書

沿岸漁業改善資金貸付規則第6条の規定に基づき、下記のとおり沿岸漁業改善資金（ 資金）を借入れを申し込みます。

年 月 日

融資機関の代表者 殿

住 所 〒

TEL

氏名 又は
名称及び代表者名

受 付 融 資 機 関		年 月 日	番号
-------------	--	-------	----

資 金	種 類	償還期間	据置期間	資金交付 希 望 日	借受けようとする 事業費及び申請額		
					事 業 量	事 業 費	申 請 額
		年	年	月 日		千円	千円

連 帯 保 証 人	住 所	氏 名	申請者との関係

担 保 物 件	
------------------	--

償 還 計 画								事務委託 機 関	事務再委 託 機 関
1年目		2年目	3年目	9年目	10年目	11年目	12年目		
月 日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額		

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称	
事業開始の時期	
事業の概要	
資本金の額又は出資の総額	
常時使用する従事者数	

様式 5 (第 7 条第 3 項関係)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定書

[番 号]
令和 年 月 日

殿

佐賀県知事

沿岸漁業改善資金助成法第 7 条第 1 項の規定により、 年 月 日に提出された沿岸漁業改善資金
(資金) の申請については、これを認定します。

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

年 月 日付で申請された沿岸漁業改善資金（ 資金）の貸付については、下記のとおり決定する。

令和 年 月 日

殿

郡

市

町

大字

番地

佐賀県知事

事務再委託機関		事務委託機関		水産事務所等	
---------	--	--------	--	--------	--

資 金	種 類	貸付決定番号	貸付金額		
			千円		
償還期限		年 月 日			
償 還 方 法	償還期日		金額		摘要
	第 1 回	年 月 日	千円		
	第 2 回	年 月 日			
	第 3 回	年 月 日			
	第 4 回	年 月 日			
	第 5 回	年 月 日			
	第 6 回	年 月 日			
	第 7 回	年 月 日			
	第 8 回	年 月 日			
	第 9 回	年 月 日			
	第 10 回	年 月 日			
	第 11 回	年 月 日			
	第 12 回	年 月 日			
計					
連帯保証人			外 人		
担保物件					

借用証書提出期限	年 月 日	資金交付日	年 月 日
----------	-------	-------	-------

（注）この通知書は、申請者に通知する場合のものである。

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

令和 年 月 日

殿

佐賀県知事

年 月 日付け第 号をもって申請のあった沿岸漁業改善資金の貸付けについて、別添の通り貸付決定したので通知します。

- （注） 1. この通知書は、事務再委託機関、市町村、事務委託機関及び水産事務所等に通知する場合のものである。
2. 「沿岸漁業改善資金貸付決定通知書」（申請者に通知するもの）の写しを添付すること。

様式8 (第8条第1項関係)

収入印紙
添付欄

	受理	年 月 日
	受理	年 月 日
	受理	年 月 日
貸付決定	番号	第 号
	年月日	年 月 日

沿岸漁業改善資金借用証書

資金種類			
借受者の氏名 又は名称	住所	群 町 市 村	大字 番号
借入金額	償還期日及び償還額	第1回	年 月 日 千円
千円		第2回	年 月 日 千円
		第3回	年 月 日 千円
		第4回	年 月 日 千円
		第5回	年 月 日 千円
		第6回	年 月 日 千円
償還期限		第7回	年 月 日 千円
年 月 日		第8回	年 月 日 千円
		第9回	年 月 日 千円
		第10回	年 月 日 千円
		第11回	年 月 日 千円
		第12回	年 月 日 千円

本日上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用致しました。ついては、佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知の上、借入金の償還は支払期日に相違なく実行することを確約致します。

令和 年 月 日

佐賀県知事 殿

住所
氏名 又は
名称及び代表者名

上記資金の借受けにつき、下名は、佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知の上、借受者と連帯して債務の責に任じます。

氏 名	印	住 所	氏 名	印	住 所
		郡 町 市 村			郡 町 市 村
		大字 番地			大字 番地

(注) 資金種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の表に掲げる種類を記載すること。

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 沿岸漁業改善資金の貸付を受けた者(以下「乙」という。)は、佐賀県(以下「甲」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の使途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 乙がこの資金借入に際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (3) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立があったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立があったとき。
- (4) 乙が支払を停止し若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は精算に入ったとき。
- (5) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (6) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- (7) この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (8) 乙が佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (9) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(報告)

第2条 乙は、事業実施後20日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。この場合において、乙が団体であるときは、当該事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする。

2 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を甲に報告する。

(弁済の充当)

第3条 乙及び保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

(違約金)

第4条 乙は、弁済期限又は期限前償還を要求された場合の甲の指定する期日に償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払うべき金額に対し、年12.25パーセントの違約金を甲に支払う。

2 乙は、沿岸漁業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があったときも前項の規定による違約金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第5条 表記保証人は、この契約に基づく一切の債務について乙と連帯して乙と保証人間の契約のいかんにかかわらずこれの履行の責を負う。

(保証人の追加等)

第6条 乙は、甲が保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

(担保)

第7条 乙は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となった場合には、速やかにこれを提供するものとする。

第8条 乙は、甲の承認を得ずに、担保として提供した資産を他人に譲渡し若しくは賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならないものとする。

2 乙は、担保として提供した資産の価格が滅失、き損等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

第9条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。甲は担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

(調査)

第10条 乙は、甲の役職員その他甲の委嘱を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。

様式9（第9条第2項関係）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書

[番 号]
令和 年 月 日

融資機関の代表者 殿

佐賀県知事

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定により、 年 月 日に提出された沿岸漁業改善資金
（ 資金）の申請については、これを認定したので通知します。

沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書

[番 号]
令和 年 月 日

佐賀県知事 殿

名 称 融 資 機 関
代 表 者

沿岸漁業改善資金助成法第 3 条第 2 項に規定する沿岸漁業改善資金の貸付けを実施するため、下記のとおり貸付金を借用したいので沿岸漁業改善資金貸付規則第 9 条の規定により、申請します。

記

沿岸漁業改善資金県貸付金借入金額 円

(別添)

各漁業従事者等から提出のあった借入申込書の写し及び資料等を添付する。

沿岸漁業改善資金県貸付金貸付決定通知書

[番 号]
令和 年 月 日

融資機関の代表者 殿

佐賀県知事

年 月 日付けで申請のあった沿岸漁業改善資金県貸付金の貸付けについては、下記のとおり決定します。

記

資金の内容	
資金の使途	

貸付金額
千円

貸付決定日	貸付決定番号

* 償還計画を別途作成添付

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

年 月 日付で申請された沿岸漁業改善資金（ 資金）の貸付については、下記のとおり決定します。

令和 年 月 日

殿

名 称 融 資 機 関
代 表 者

資 金	種 類	貸付決定番号	貸付金額
			千円
償還期限		年 月 日	
償 還 方 法	償還期日	金額	摘要
	第 1 回	年 月 日 千円	
	第 2 回	年 月 日	
	第 3 回	年 月 日	
	第 4 回	年 月 日	
	第 5 回	年 月 日	
	第 6 回	年 月 日	
	第 7 回	年 月 日	
	第 8 回	年 月 日	
	第 9 回	年 月 日	
	第 10 回	年 月 日	
	第 11 回	年 月 日	
	第 12 回	年 月 日	
計			
連帯保証人		外 人	
担保物件			

借用証書提出期限	年 月 日	資金交付日	年 月 日
----------	-------	-------	-------

(注) この通知書は、申請者に通知する場合のものである。

沿岸漁業改善資金県貸付金支払請求書

[番 号]
令和 年 月 日

佐賀県知事 殿

名 称 融 資 機 関
代 表 者

年 月 日付け（貸付決定番号： ）で貸付決定のあった沿岸漁業改善資金県貸付金の貸付けについて、下記のとおり支払を請求します。

記

今回支払請求額 円

様式 14（第 9 条第 7 項関係）

[番 号]
令和 年 月 日

佐賀県知事 殿

名 称 融 資 機 関
代 表 者

沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書の提出について

年 月 日付けで支払を受けた沿岸漁業改善資金県貸付金の借用証書を別添のとおり提出します。

(別添)

収入印紙
添付欄

沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書

[番 号]
令和 年 月 日

名 称 融 資 機 関
代 表 者

- 1 沿岸漁業改善資金県貸付金 金 円借用しました。
- 2 沿岸漁業改善資金に係る法令、国の通知及び県の貸付規程、裏面の特約条項を遵守し、償還期日までに必ず償還することを確約いたします。
- 3 償還期限及び償還金額は、次のとおりとします。

資 金	種 類	貸付決定番号	貸付金額		
			千円		
償還期限		年 月 日			
償 還 方 法	償還期日		金額	残高	備考
	第 1 回	年 月 日	円	円	
	第 2 回	年 月 日			
	第 3 回	年 月 日			
	第 4 回	年 月 日			
	第 5 回	年 月 日			
	第 6 回	年 月 日			
	第 7 回	年 月 日			
	第 8 回	年 月 日			
	第 9 回	年 月 日			
	第 10 回	年 月 日			
	第 11 回	年 月 日			
	第 12 回	年 月 日			
計					

沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書特約条項

(借入金の使用)

第1条 債務者(以下「乙」という。注:融資機関)は佐賀県(以下「甲」という。)から借り受けたこの資金と同額を、(以下「丙」という。)に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同じにして転貸する。

(期限前償還)

第2条 乙は、甲が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債権の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙が県貸付金を貸付目的以外の目的に使用したとき
- (2) 乙が県貸付金の償還を怠ったとき(丙に転貸した資金の償還を沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第12条第2項において準用する同法第10条の規定により猶予したことにより、乙が県貸付金の償還を償還期日までに履行することができない場合を除く。)
- (3) 乙が借受金を借入後速やかに貸付けをしないとき
- (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき
- (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立があったとき又は破産若しくは再生手続開始の申立があったとき
- (6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき
- (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき
- (8) 乙が甲に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき
- (9) 乙が佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき
- (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めるとき

(繰上償還)

第3条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

(転貸債権の期限前償還及び繰上償還)

第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず甲に償還する。

3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をするよう乙に対し指示することができる。

(経理上の措置)

第5条 乙は、この借入金の使途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

(報告)

第6条 乙は次の各号に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

- (1) この借入金の転借により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されることとなったことを知った場合
- (2) 乙の住所、名称、資本金若しくは代表者に異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- (3) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
- (4) 上記のほか、乙丙間の特約に基づき丙より報告を受けた場合
- (5) その他甲が指示する場合

(調査)

第7条 乙は、甲の役職員その他甲の委嘱を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。

(弁済充当の指定権)

第8条 乙は、丙より受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従うことを承認する。

(違約金)

第9条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第2条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、転貸先丙が沿岸漁業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による違約金を支払う。

3 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。

4 乙は、前項により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に引き渡す。

様式 15 (第 9 条第 8 項関係)

収入印紙
添付欄

		受理	年	月	日
		受理	年	月	日
		受理	年	月	日
貸付決定	番号	第		号	
	年月日	年	月	日	

沿岸漁業改善資金借用証書

資金種類					
借受者の氏名 又は名称			住所	群市 町村	大字 番号
借入金額	償還期日及び償還額	第 1 回	年 月 日		千円
千円		第 2 回	年 月 日		千円
		第 3 回	年 月 日		千円
		第 4 回	年 月 日		千円
		第 5 回	年 月 日		千円
		第 6 回	年 月 日		千円
償還期限		第 7 回	年 月 日		千円
年 月 日		第 8 回	年 月 日		千円
		第 9 回	年 月 日		千円
		第 10 回	年 月 日		千円
		第 11 回	年 月 日		千円
		第 12 回	年 月 日		千円

本日上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用いたしました。ついては、佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知の上、借入金の償還は支払期日に相違なく実行することを確約いたします。

令和 年 月 日

融資機関の代表者 殿

住所
氏名 又は
名称及び代表者名

上記資金の借受けにつき、下名は、佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知の上、借受者と連帯して債務の責に任じます。

氏名	印	住所		氏名	印	住所			
		郡市	町村	大字	番地	郡市	町村	大字	番地

(注) 資金種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則第 2 条の表に掲げる種類を記載すること。

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 債務者(以下「乙」という。)は、融資機関(以下「甲」という。)が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債権の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の用途以外の目的に使用したとき
- (2) 乙がこの借入金の償還を怠ったとき
- (3) 乙がこの借入金の借入れに際し、又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき
- (4) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立があったとき又は破産若しくは再生手続開始の申立があったとき
- (5) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき
- (6) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき
- (7) 乙が甲に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限内に弁済しなかったとき
- (8) 乙が佐賀県沿岸所掌改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき
- (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき

(繰上償還)

第2条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

(報告)

第3条 乙は、事業実施後20日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。この場合において、乙が団体であるときは、当該事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする。

2 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を甲に報告する。

(調査)

第4条 乙は、甲の役職員その他甲の委嘱を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。

(弁済の充当)

第5条 乙は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

(違約金)

第6条 乙は、弁済期限又は期限前償還を要求された場合の甲の指定する期日に償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払うべき金額に対し、年12.25パーセントの違約金を甲に支払う。

2 乙は、沿岸漁業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があったときも前項の規定による違約金を支払うものとする。

(担保)

第7条 乙は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となった場合には、速やかにこれを提供するものとする。

第8条 乙は、甲の承認を得ずに、担保として提供した資産を他人に譲渡し若しくは賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならないものとする。

2 乙は、担保として提供した資産の価格が減失、き損等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

第9条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。甲は担保の変更に關し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書

殿

佐賀県知事

年 月 日付けで認定した沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を、下記のとおり取り消したので通知します。

なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、佐賀県を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額
年 月 日		円

2 取消理由

--

(注) 融資機関からの貸付けの場合、当該融資機関へ本通知書の写しを送付すること。

受理	年	月	日
受理	年	月	日
受理	年	月	日

沿岸漁業改善資金支払猶予申請書

令和 年 月 日

佐賀県知事殿

住所
氏名 又は
名称及び代表者名

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）で沿岸漁業改善資金を借り受けましたが、下記のとおり支払を猶予願いたく申請します

記

資 金 の 種 類			
借 受 者 の 氏 名 又 は 名 称			
借 入 金 額			
当 初 の 償 還 方 法	償 還 期 日	金 額	
	第 1 回	年 月 日	千円
	第 2 回	年 月 日	千円
	第 3 回	年 月 日	千円
	第 4 回	年 月 日	千円
	第 5 回	年 月 日	千円
	第 6 回	年 月 日	千円
	第 7 回	年 月 日	千円
	第 8 回	年 月 日	千円
	第 9 回	年 月 日	千円
	第 10 回	年 月 日	千円
	第 11 回	年 月 日	千円
	第 12 回	年 月 日	千円
変 更 後 の 償 還 方 法	償 還 期 日	金 額	
	第 1 回	年 月 日	千円
	第 2 回	年 月 日	千円
	第 3 回	年 月 日	千円
	第 4 回	年 月 日	千円
	第 5 回	年 月 日	千円
	第 6 回	年 月 日	千円
	第 7 回	年 月 日	千円
	第 8 回	年 月 日	千円
	第 9 回	年 月 日	千円
	第 10 回	年 月 日	千円
	第 11 回	年 月 日	千円
	第 12 回	年 月 日	千円
変 更 理 由			

- (注) 1. 変更理由欄には、災害、疾病、負傷、盗難等による状況を記入すること。
 2. それぞれの事由に応じた知事が指定する者の証明書等を申請書に添付すること。
 3. 資金の種類欄には、経営改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則第 2 条の表に掲げる種類を記載すること。

沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）の沿岸漁業改善資金については、別添のとおり支払の猶予を決定したので通知します。

令和 年 月 日

殿

佐賀県知事

- （注） 1. この通知書は、事務再委託機関、市町村、事務委託機関及び水産事務所等に通知する場合のものである。
2. 「沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書」（申請者に通知するもの）の写しを添付すること。

沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予申請書

令和 年 月 日

佐賀県知事 殿

名 称 融 資 機 関
代 表 者

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）で借り受けしました沿岸漁業改善資金県貸付金について、下記のとおり支払を猶予願いたく申請します。

記

資 金 の 種 類						
借 入 金 額						
		償 還 期 日				金 額
当 初 の 償 還 方 法	第 1 回	年	月	日	千円	
	第 2 回	年	月	日	千円	
	第 3 回	年	月	日	千円	
	第 4 回	年	月	日	千円	
	第 5 回	年	月	日	千円	
	第 6 回	年	月	日	千円	
	第 7 回	年	月	日	千円	
	第 8 回	年	月	日	千円	
	第 9 回	年	月	日	千円	
	第 10 回	年	月	日	千円	
	第 11 回	年	月	日	千円	
	第 12 回	年	月	日	千円	
		償 還 期 日				金 額
変 更 後 の 償 還 方 法	第 1 回	年	月	日	千円	
	第 2 回	年	月	日	千円	
	第 3 回	年	月	日	千円	
	第 4 回	年	月	日	千円	
	第 5 回	年	月	日	千円	
	第 6 回	年	月	日	千円	
	第 7 回	年	月	日	千円	
	第 8 回	年	月	日	千円	
	第 9 回	年	月	日	千円	
	第 10 回	年	月	日	千円	
	第 11 回	年	月	日	千円	
	第 12 回	年	月	日	千円	

(注) 資金の種類欄には、経営改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について、佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則第 2 条の表に掲げる種類を記載すること。

(別添)

各漁業従事者等から提出のあった沿岸漁業改善資金支払猶予申請書の写しを添付

沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書

決定番号 年 第 号

 年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）の沿岸漁業改善資金県貸付金については、
下記のとおり決定したので通知します。

佐賀県知事

記

資 金 の 種 類					
借 入 金 額					
当 初 の 償 還 方 法	償 還 期 日				金 額
	第 1 回	年	月	日	千円
	第 2 回	年	月	日	千円
	第 3 回	年	月	日	千円
	第 4 回	年	月	日	千円
	第 5 回	年	月	日	千円
	第 6 回	年	月	日	千円
	第 7 回	年	月	日	千円
	第 8 回	年	月	日	千円
	第 9 回	年	月	日	千円
	第 10 回	年	月	日	千円
	第 11 回	年	月	日	千円
第 12 回	年	月	日	千円	
変 更 後 の 償 還 方 法	償 還 期 日				金 額
	第 1 回	年	月	日	千円
	第 2 回	年	月	日	千円
	第 3 回	年	月	日	千円
	第 4 回	年	月	日	千円
	第 5 回	年	月	日	千円
	第 6 回	年	月	日	千円
	第 7 回	年	月	日	千円
	第 8 回	年	月	日	千円
	第 9 回	年	月	日	千円
	第 10 回	年	月	日	千円
	第 11 回	年	月	日	千円
第 12 回	年	月	日	千円	

(注) 資金の種類欄には、経営改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について、佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則第 2 条の表に掲げる種類を記載すること。

沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書

年 月 日付け貸付決定の沿岸漁業改善資金については、下記のとおり決定する。

殿

名 称 融 資 機 関
代 表 者

記

資 金 の 種 類					
借受者の氏名又は名称					
借 入 金 額					
当 初 の 償 還 方 法	償 還 期 日				金 額
	第 1 回	年	月	日	千円
	第 2 回	年	月	日	千円
	第 3 回	年	月	日	千円
	第 4 回	年	月	日	千円
	第 5 回	年	月	日	千円
	第 6 回	年	月	日	千円
	第 7 回	年	月	日	千円
	第 8 回	年	月	日	千円
	第 9 回	年	月	日	千円
	第 10 回	年	月	日	千円
	第 11 回	年	月	日	千円
	第 12 回	年	月	日	千円
変 更 後 の 償 還 方 法	償 還 期 日				金 額
	第 1 回	年	月	日	千円
	第 2 回	年	月	日	千円
	第 3 回	年	月	日	千円
	第 4 回	年	月	日	千円
	第 5 回	年	月	日	千円
	第 6 回	年	月	日	千円
	第 7 回	年	月	日	千円
	第 8 回	年	月	日	千円
	第 9 回	年	月	日	千円
	第 10 回	年	月	日	千円
	第 11 回	年	月	日	千円
	第 12 回	年	月	日	千円
変 更 理 由					

- (注) 1. 資金の種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則第 2 条の表に掲げる種類を記入すること。
2. この通知書は、申請者に通知する場合のものである。

沿岸漁業改善資金貸付基準

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則により行う沿岸漁業改善資金の貸付は同規則によるほか、この基準によるものとする。

第 1 経営等改善資金の種類ごとの貸付けの相手方

資金の種類	貸付けの相手方
1 操船作業省力化機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（以下「農商工等連携促進法」という。）第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって同条第2項第2号ハに規定する措置を行う者（以下「認定中小企業者」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「六次産業化法」という。）第5条第1項の認定を受けた促進事業者であって同条第4項第3号に規定する措置を行う者（以下「促進事業者」という。）。
2 漁ろう作業省力化機器等設置資金	1と同じ。
3 補機関等駆動機器等設置資金	1と同じ。
4 燃料油消費節減機器等設置資金	1と同じ。
5 新養殖技術導入資金	1と同じ。
6 資源管理型漁業推進資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営むか又は沿岸漁業を営む者を構成員とする漁業協同組合、沿岸漁業を営むか又は沿岸漁業を営む者を構成員とする協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）、認定中小企業者、促進事業者。
7 環境対応型養殖業推進資金	6と同じ。
8 乗組員安全機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）。
9 救命消防設備購入資金	8と同じ。
10 漁船転覆防止機器等設置資金	8と同じ。
11 漁船衝突防止機器等購入等資金	8と同じ。
12 漁具損壊防止機器等購入資金	8と同じ。
13 環境保全型魚介類養殖専用フロー ト購入資金	8と同じ。

第2 生活改善資金の種類ごとの貸付けの相手方

資金の種類	貸付けの相手方
1 生活合理化設備資金	沿岸漁業の従事者
2 住居利用方式改善資金	1と同じ。
3 婦人・高齢者活動資金	沿岸漁業の従事者の組織する団体

第3 青年漁業者等養成確保資金の種類ごとの貸付けの相手方

資金の種類	貸付けの相手方
1 研修教育資金	青年漁業者（おおむね18歳以上40歳未満の者に限る。以下同じ。）、沿岸漁業労働従事者（おおむね18歳以上50歳未満の者に限る。）その他の漁業を担うべき者、沿岸漁業労働従事者を使用して沿岸漁業の経営を行う者
2 高度経営技術習得資金	青年漁業者、青年漁業者の組織する団体
3 漁業経営開始資金	青年漁業者、青年漁業者の組織する団体

第4 認定申請書の提出期日及び貸付金の貸付決定期日

認定申請書の提出期日及び貸付金の貸付決定期日は、次のとおりとする。

	貸付申請書の提出期日	貸付金の貸付決定期日
(直貸の場合)		
第1回	5月31日	7月31日
第2回	11月30日	1月31日
(転貸の場合)		
第1回	4月15日	7月15日
第2回	10月15日	1月15日

沿岸漁業改善資金制度運営事務の処理基準

第1 資金貸付事務

1. 貸付回数と貸付決定期日

県は、資金の貸付決定を年数回に分けて行うとともに、その期日を定めるものとする。

2. 認定申請書の提出

(1) 県は、前項で定めた貸付決定期日ごとに認定申請書の提出期日を定めるものとする。

(2) 県は、貸付けを受けようとする者に対し、前号で定める期日までに貸付申請書を提出させるものとする。

3. 貸付資格、貸付審査及び決定

県は、前項の規定により貸付資格申請書の提出を受けたときは、速やかに当該申請書を審査して貸付資格及び貸付けの可否を決定するものとする。

4. 貸付決定の通知等

県は、前項の規定により貸付けの決定をしたときは、速やかに貸付決定通知書等を貸付決定を受けた者及び関係機関に送付するものとする。

5. 借用証書の提出等

(1) 県は、貸付決定の通知を行うときは、借用証書の提出期日及び資金の交付の日を定めるものとする。

(2) 県は、貸付決定の通知を受けた者に対し、前号で定められた期日までに借用証書を提出させるものとする。

6. 資金の送付

県は、委託業務の処理を行う機関（以下「委託事務処理機関」という。）に対し、資金の交付の日に合わせて貸付資金を送付するものとする。

7. 資金の交付

(1) 県は、借用証書を提出した者に対し、資金の交付の日委託事務処理機関を通じて資金を交付するものとする。この場合において、委託事務処理機関を通じての資金の交付は、口座振替により行うものとする。

(2) 県は、貸付決定の通知を受けた者が資金の交付の日を過ぎて借用証書を提出したときは、その内容を審査して資金の交付を行うものとする。

8. 貸付決定の取消

県は、貸付決定の通知を受けた者が借用証書を5の(1)に定めた提出期日を経過してなお長期に亘って提出しないときは、当該貸付決定を取り消すものとする。

第2 償還金収納事務

1. 償還期日

県は、貸付金の交付の日に合わせて償還期日を決めるものとする。

2. 償還金の納入通知等

県は、資金を借り受けた者（以下「借受者」という。）、委託事務処理機関に対し、期日を定めて償還金の納入通知等を行うものとする。

3. 償還金納入の確認

県は、償還期日に合わせて借受者ごとに償還金の収納の確認を行うものとする。